



島根県報

平成18年 9 月29日 (金)
号外 第 111 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第86号)

1 規則の概要

道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

2 施行期日

平成18年10月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 9 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第86号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第76条の 4 中「一般乗合用」の次に「 (条例第47条第 1 項第 3 号ア㍑に規定する一般乗合用をいう。) 」を加える。

第80条の 2 イを次のように改める。

イ 減免を受けようとする者が所有するバス (道路運送法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第40号) による改正前の道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第 3 条第 1 号イに規定する路線を定めて定期に運行するバスに限る。) の総台数

× $\frac{\text{前年度における当該バスの補助金の交付対象となった路線に係る年間走行キロ数}}{\text{前年度における当該バスの全路線の年間走行キロ数}}$

第80条の 3 中「一般貸切旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、同条第 1 号中「道路運送法 (昭和26年法律第183号) 」を「道路運送法等の一部を改正する法律による改正前の道路運送法」に改める。

第90条の 2 中「一般貸切旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

